

松阪市の施設における自動販売機設置事業者募集要項

【物件番号 3 飯高地域振興局舎】

下記の公募物件に自動販売機を設置するにあたり、清涼飲料水等自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

設置事業者は、自動販売機を設置するにあたり、使用料を松阪市に納めていただく必要があります。応募者の中から、最低使用料以上かつ使用料について最も高い金額を提示した応募者を設置事業者として決定します。

募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

1. 公募物件

物件番号	所在地・設置場所	設置台数	設備 電気の有無	1台当りの 使用許可範囲		1台当りの 最低使用料 (3年分税込 み)	位置図
				幅	奥行き		
3	松阪市飯高町宮前 180 飯高地域振興局職員食堂	1台	設置場所に 電気コンセ ント・給水 管あり	140センチ 以内	80センチ以内	41,100円	別紙の とおり

※設置台数は1台とします。

※自動販売機の機種によっては、商品の補充及びメンテナンスのため扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

※最低使用料は1台に係る3年分の総額です。

$$13,700 \times 3 \text{ 年分} = 41,100 \text{ 円}$$

※使用許可範囲は、自動販売機及び回収ボックスを設置するスペースとします。

2. 応募資格要件

次に該当する個人及び法人は、応募することができません。（決定後、要件を満たしていないことが判明したときは、決定を取り消します。）

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のための同意を得ていない者
- (2) 破産者で復権を得ていない者
- (3) 市区町村税を滞納している者
- (4) 正当な理由なくして松阪市との契約を過去3年間に遡り履行しなかった者
- (5) 過去3年間の間に松阪市の施設における自動販売機設置事業者募集に応募し、設置業者に決定した者が正当な理由なくして辞退した場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者又は、暴力団員が実質的に支配している会社等

- (7) 自動販売機の設置業務において自ら管理運営する期間が過去2年間以上の実績を有していない者

3. 設置事業者

設置事業者は1社とします。

4. 応募できる物件数

複数の物件に応募していただけます。ただし、同一物件番号のものについて、同一参加者が重複して応募することはできません。

5. 応募条件等

(1) 使用料等

①使用許可の期間

使用許可の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日とします。

ただし、必要に応じ当初許可から5年を超えない期間で更新することができることとします。

②使用料

松阪市が設定する最低使用料以上で申し込みください。

設置事業者として決定した者が提示した応募価格（消費税及び地方消費税含む）を3年分の使用料とします。

各年度の使用料は、年度当初に松阪市が発行する納入通知書により指定する期限までに納付してください。（応募価格÷3年＝1年当たりの使用料）

(2) 設置事業者決定方法

最低価格以上の応募価格で最高額を入札した者を設置事業者とします。

ただし、最高額で入札した者が辞退した場合及び設置事業者の決定を取り消した場合は、次点の方を設置事業者とします。

(3) 必要経費の負担

自動販売機について電気量、水道量を測定する計量器（検定有効期間内の電気の子メーター・水道の子メーター）を設置業者において設置してください。

自動販売機・計量器の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

(4) 光熱水費の徴収

光熱水費については設置事業者の負担とし、松阪市が発行する納付書により指定する期限までに納付してください。

電気料金については、各月の1kwh 当り単価に計量器による使用量に乗じて得た額とします。

水道料金については、各月の1立方メートル当り単価に計量器による使用量に乗じた額とします。（自動販売機によってはタンク内臓型があり、その場合は水道の引き込みを不要とすることができます。）

(5) 自動販売機の基準等

- ①自動販売機の機種は、省エネ法に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機であること。(応募申込時にカタログ等仕様書を提出)
- ②自動販売機の冷媒は、環境物品等の調達に関する基本方針（グリーン購入法、平成 26 年 2 月閣議決定）の特定調達物品目に掲げる「自動販売機設置」に該当していること（応募申込時にカタログ等仕様書を提出）
- ③ルーレット、キャッシュバック等、射幸心をあおる機能は不可とする。

(6) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ①使用許可の条件（別紙「許可条件」）を遵守すること。
- ②行政財産使用料を確実に納付すること。
- ③自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、松阪市の指示に従うこと。
- ⑤酒類（ノンアルコールビールを含む。）の販売は行わないこと。
- ⑥販売品目は飲料品とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件番号	販売品目の条件
3	販売する商品は、カップ式の容器とし、コーヒー、炭酸飲料水等を含むこと。

(7) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ①商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持監理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②自動販売機に併設して、使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。(回収ボックスは、使用許可面積内に自動販売機と共に納まること。)

回収ボックスは、カップ等の収集ができるものとする。

- ③衛生管理者及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。(壁及び床等へアンカーボルト等による固定を行う場合は、事前に松阪市の承諾を得ること。)
- ⑤自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑥節電対策のため、市から指示があった場合には照明消灯に協力すること。
- ⑦年間の販売本数及び売上額について、松阪市から指示があった場合には速やかに報告すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、許可期限が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を松阪市に請求することができません。

6. 参考データ

(1) 清涼飲料水自動販売機の売上等の状況（平成 25 年度実績）

物件番号	年間売上本数	年間売上金額	備考
3	3,513 杯	283、220 円	カップ式容器

※上記の売上金額を保障するものではありません。

(2) 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

飯高地域振興局舎 45 人

(3) 来館者数推計（年間）

一人

(4) 前回入札時（平成 25 年 4 月 1 日設置）の使用料

2 年間 160,000 円（1 年間分 80,000 円）

7. 応募申込手続き

(1) 申込方法（持参に限ります。）

①申込受付期間 平成 26 年 9 月 30 日（火）～平成 26 年 10 月 3 日（金）
午前 9 時～午後 5 時まで

②提出先 松阪市殿町 1340 番地 1（松阪市役所本庁舎本館 3 階）
松阪市総務部財務課財産管理係

③郵送、ファックス、電子メール等による受付は行いません。

④申込者本人の確認を行うため本人確認できるもの（運転免許証等、顔写真があるもの）をお持ちください。

⑤代理人の場合は、委任状を提出してください。（法人の申込みで従業員等の方が代理である場合を含む。）また、代理人本人を確認できるもの（運転免許証等、顔写真があるもの）をお持ちください。

委任状に使用する印鑑は、印鑑登録印とし、印鑑登録証明書（1 通 業者登録がある場合省略可）の提出が必要です。

(2) 必要な書類（各 1 部）

①応募申込書（松阪市所定書式）

（松阪市契約規則第 5 条の規定による一般競争入札者資格者名簿に登録のある業者は、一部書類の提出を省略することができます。）

添付書類

i 誓約書（松阪市所定書式）

ii 個人の場合：身分証明書 1 通（業者登録がある場合省略可）

iii 法人の場合：登記簿謄本（現在事項全部証明書）1 通（業者登録がある場合省略可）

iv 印鑑登録証明書 1 通（業者登録がある場合省略可）

v 市区町村税完納証明書 1通（設置事業者の所在地市町村税の滞納がないことを証明するもの）

※ ii から v は、発行後 3 ヶ月以内のもの。コピーでも可

- ②設置実績調書（松阪市所定書式）
- ③販売品目一覧表（松阪市所定書式）
- ④自動販売機の仕様書（カタログ可）
- ⑤会社概要（パンフレット等でも可）

（3）書類審査

提出していただいた応募書類を審査のうえ、承認通知を 10 月 10 日（金）までにファックスにて送付します。

8. 設置事業者の決定等

（1）価格提案書提出日時及び場所

平成 26 年 10 月 17 日（金）午後 1 時 55 分

松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所 2 階入札室

（2）提出する書類（各 1 部）

価格提案書（松阪市所定書式 1 物件毎に封をし提出すること）

（3）価格提案書について

価格提案書は、定型封筒（長形 3 号など）に入れた上で封をしてください。当該封筒の表面に“物件番号 3”、“件名 自動販売機設置”、応募者の“住所”、“氏名”をボールペンで記入してください。（物件番号毎に提出してください。）

（4）設置事業者の決定

①価格提案書を提出されたその場で開封し、最低価格以上のなかで最高の応募価格を提出された方を設置事業者決定します。

②最高となるべき同額の価格提案書で応募をした者が 2 人以上あるときは、くじにより設置事業者を決定します。なお、くじを引くことを辞退することはできません。

③設置事業者を決定したときは、事業者名及び金額を、松阪市ホームページにおいて応募者氏名、応募価格と共に公表します。

また、設置事業者を決定しないときは、その旨を価格提案書開封に立ち会った応募者に連絡します。

④設置事業者を決定後、手続き等について説明を行います。

9. 使用許可申請の手続き

設置事業者決定した者は、平成 26 年 10 月 31 日（金）までに行政財産使用許可申請書を下記まで提出してください。

松阪市飯高地域振興局 地域振興課まで

10. 使用許可条件の厳守について

行政財産使用許可申請を受付後に、松阪市から行政財産使用許可書を交付します。

許可に当っては、別紙「許可条件」を厳守してください。許可条件を違反したときは、許可期間中であっても許可を取り消すことがあります。この場合において、許可を取り消されたことにより損害が生じて、松阪市はその補償又は使用料の返金を行いません。

1 1. 設置事業者の設置辞退

設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合、設置事業者の次に高い価格を提案した者を設置事業者とすることとし、使用料は、次に高い価格を提案した設置事業者の提案価格とします。

1 2. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募資格を失った場合。
- ③ 本物件以外の松阪市の施設における自動販売機設置事業者募集に応募し、設置事業者決定した者が正当な理由なくして辞退した場合

1 3. 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 各設置場所の最低価格を下回る価格によるもの。
- ② 応募資格者の記名押印がないもの。
- ③ 松阪市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの。
- ④ 同一価格提案について、2以上の価格提案をしたもの。
- ⑤ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑥ 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- ⑦ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑧ 価格提案書が開札時間に指定の開札場所に到着しなかったとき。
- ⑨ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

1 4. その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

1 5. 問い合わせ先

質問については、別紙、質疑書（松阪市所定書式）により原則、ファックスにて問い合わせてください。回答はファックスにて行います。

松阪市総務部財務課財産管理係

松阪市殿町1340番地1

電話 0598-53-4322

ファックス 0598-26-4030